

第4次 山北町社会福祉協議会
地域福祉活動計画

(平成26年度～30年度)

みんなの手で
誰もが安心して暮らせる
福祉のまちづくり

目 次

第1章 山北町地域福祉活動計画策定の概要

- 1. 計画策定の意義 ----- 3
- 2. 計画の位置づけ ----- 3
- 3. 計画の期間 ----- 4

第2章 山北町の地域の課題

- 1. 山北町の地域概要 ----- 5
- 2. 人口等の動向 ----- 6

第3章 基本計画

- 1. 基本理念 ----- 1 2
- 2. 基本目標 ----- 1 2
- 3. 第4次地域福祉活動計画体系図 ----- 1 4

第4章 活動計画

- 1. 地域で自立生活できる支援づくり ----- 1 5
- 2. 共に支え合う社会づくり ----- 1 9
- 3. 組織・事務局体制の整備 ----- 2 4

資 料 編

- 第3次地域福祉活動計画の実施状況 ----- 2 8
- 第4次地域福祉活動計画策定経過 ----- 3 4
- 第4次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 ----- 3 5
- 第4次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 ----- 3 7

第1章

山北町地域福祉活動計画策定の概要

1. 計画策定の意義

山北町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は、これまで平成9年度から平成24年度までの間に3次に亘り、「地域福祉活動計画」を策定し、「みんなの手で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に、地域福祉を推進するために積極的に諸事業を行ってきました。

策定から16年余りが経過する中、町社協は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体（社会福祉法第109条）として位置づけられ、地域福祉推進の中核としての役割が明確にされました。

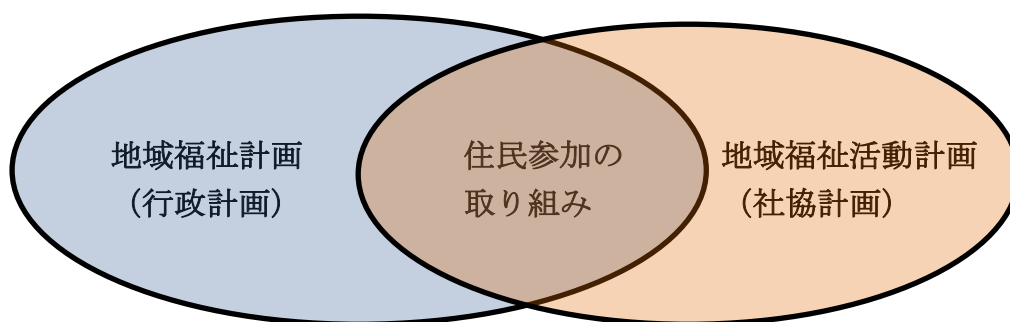
また、福祉制度も高齢者福祉に関わる介護保険法、障害者福祉に関わる障害者総合支援法が制定され、福祉サービスが「措置から契約へ」と大きく変わるなど、サービスの整備がはかられております。

しかし、近年における地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の進展により、核家族化や高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者世帯の増加などにより、福祉ニーズは増大かつ多様化しており、地域福祉活動に対する期待、求められる役割も大きく変わってきております。町社協では他人を思いやり、お互いを助け合う精神のもと地域住民をはじめ、多くの地域福祉の担い手と連携・協力・協働して、「みんなの手で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進するために、第3次地域福祉活動計画を検証するとともに、新たな社会構造の変化を的確に捉えながら地域福祉の推進を図るため、平成26年度から平成30年度までの新たな5ヶ年の第4次地域福祉活動計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、山北町における地域福祉の向上をめざす計画です。地域を基盤とした福祉は住民参加を基本にさまざまな社会福祉関係機関、団体や行政との協働があって成り立ちます。町社協の役割を明らかにし、行政の計画である「山北町地域福祉計画」と相互に連携しながら地域福祉の推進を目指していきます。

また、町の総合計画における方針や施策並びに「山北町地域福祉計画」や「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第2次山北町障害者計画・第3期山北町障害者福祉計画」、「山北町次世代育成支援行動計画（後期計画）」との整合性を図るとともに、国・県の動向も踏まえて策定しています。



3. 計画の期間

この計画は、平成26年度から平成30年度までの5ヶ年計画とし、社会情勢の変化や社会福祉の動向を踏まえ、必要に応じて適時見直しを行っていきます。

また、本計画の進行管理については、地域福祉活動推進委員会を設置し行うものとします。

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度以降
← 計 画 期 間 →					
← 進行管理 →		↔ 見直し検討 ↔	← 改定後の計画・進行管理 →		
			← 次期計画策定期間 →		← 次期計画 →

第2章

山北町の地域の課題

1. 山北町の地域概況

山北町は、南北 20.5 km、東西 23.0 kmで、224.70 km²と広大な面積を有しています。

町域の約90%は丹沢大山国定公園や県立自然公園などを含む丹沢山塊の森林原野で占められる山岳地帯で、平坦地は町南部を横断する酒匂川流域にわずかに開けています。

標高 1,000mの急峻な山々が連なる山岳地帯、町の中央には県民の水がめである三保ダム・丹沢湖があり、さらに湖を取り囲むように標高 500~1,000mの山々が広がり、湖へ注ぐ玄倉川、河内川、世附川などが四季折々の美しさを形成しています。

昭和8年の町制施行により山北町となり、昭和30年に共和、清水、三保の3村と合併、さらに北足柄村平山、松田町高松を編入し、現在に至っております。豊かな自然に恵まれた観光レクリエーションの拠点として、多くの観光客が訪れる町となっています。

合併当時の人口は 16,689 人で、*高齢化率は6%でしたが、現在は（平成25年4月）11,616 人で、高齢化率31.0%と合併当時に比べ、人口は5,073人減少し、高齢化率は約5倍に増加しております。また、年少人口（0~14歳）は5,712人が、現在（平成25年）1,113人で4,599人減少し少子高齢化が著しく進んでおります。

本町には、小学校・中学校がそれぞれ3校あり、将来の地域福祉を担う重要な人材である、小学校・中学校の在学児童生徒は合併当時 3,405 人でしたが、現在（平成25年）は 735 人と合併当時と比べ大きく減少してきており、平成26年4月には3中学校が1校に、平成27年4月には3小学校が2校へと、学校統廃合がされる問題へと進展してきております。

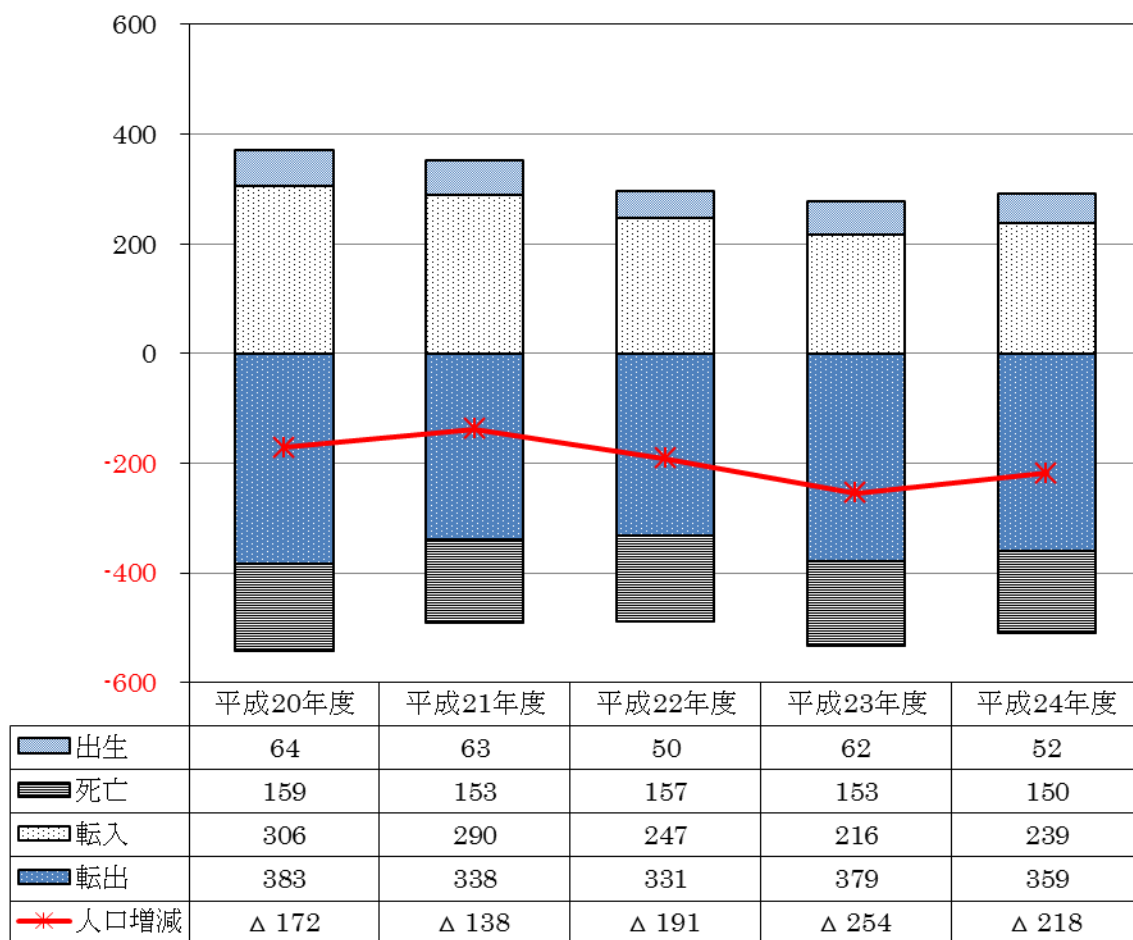
*高齢化率とは、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

2. 人口等の動向

(1) 人口動態

平成20年度から平成24年度までの人口動態について、自然動態では死亡が出生を上回る自然減、社会動態でも転出が転入を上回る社会減の状態が続いており、毎年人口減となっています。

【図1：人口動態の推移】



資料：住民基本台帳

(2) 高齢者世帯

平成25年4月現在、本町における独居高齢者世帯、高齢者夫婦世帯は782世帯あり、総世帯数の18.5%にあたります。今後も高齢者世帯はますます増加していくことが予想されるため、生活を支えるための支援が必要です。

【表1：高齢者世帯の推移】

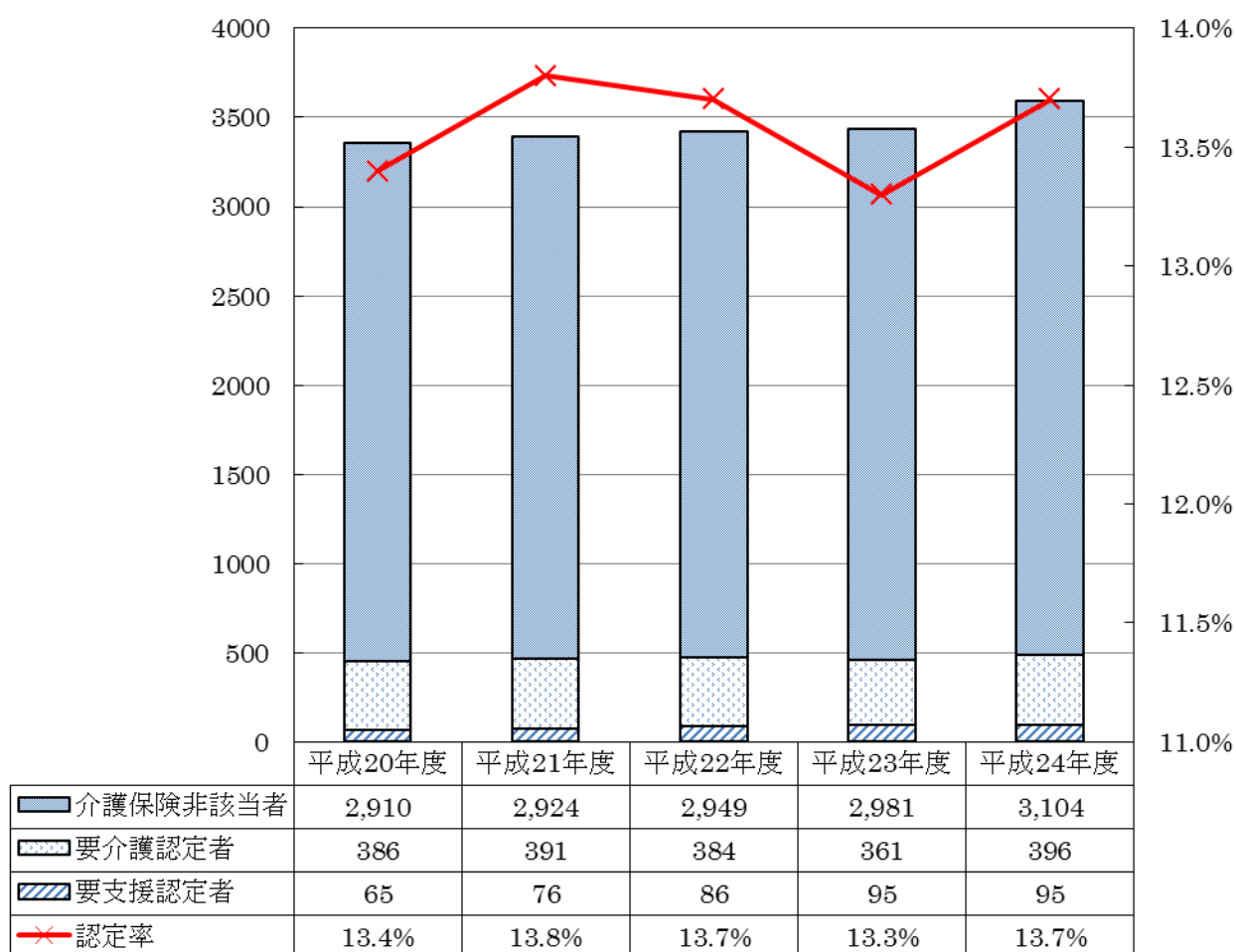
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
総人口	12,323	12,176	12,108	11,767	11,616
総世帯数	4,190	4,120	4,222	4,219	4,237
独居高齢者世帯	319	327	335	334	329
高齢者夫婦世帯	375	410	422	421	453
昼間独居高齢者世帯	255	258	259	263	245
寝たきり高齢者	78	81	69	71	52
認知症高齢者	59	32	51	58	55

資料：山北町民生委員児童委員協議会（各年4月1日現在）

(3) 要支援・要介護認定者（第1号被保険者）

平成24年度の本町における要支援・要介護認定者は、491人となっています。これは65歳以上の高齢者全体の約14%にあたり、要支援・要介護認定者数の割合や人数は横ばいとなっていますが、今後高齢者の人口が増加することが見込まれるため、これら要支援・要介護認定者の支援はもちろんのこと、介護が必要にならないように予防するための支援も必要です。

【図2：要支援・要介護認定者の推移】

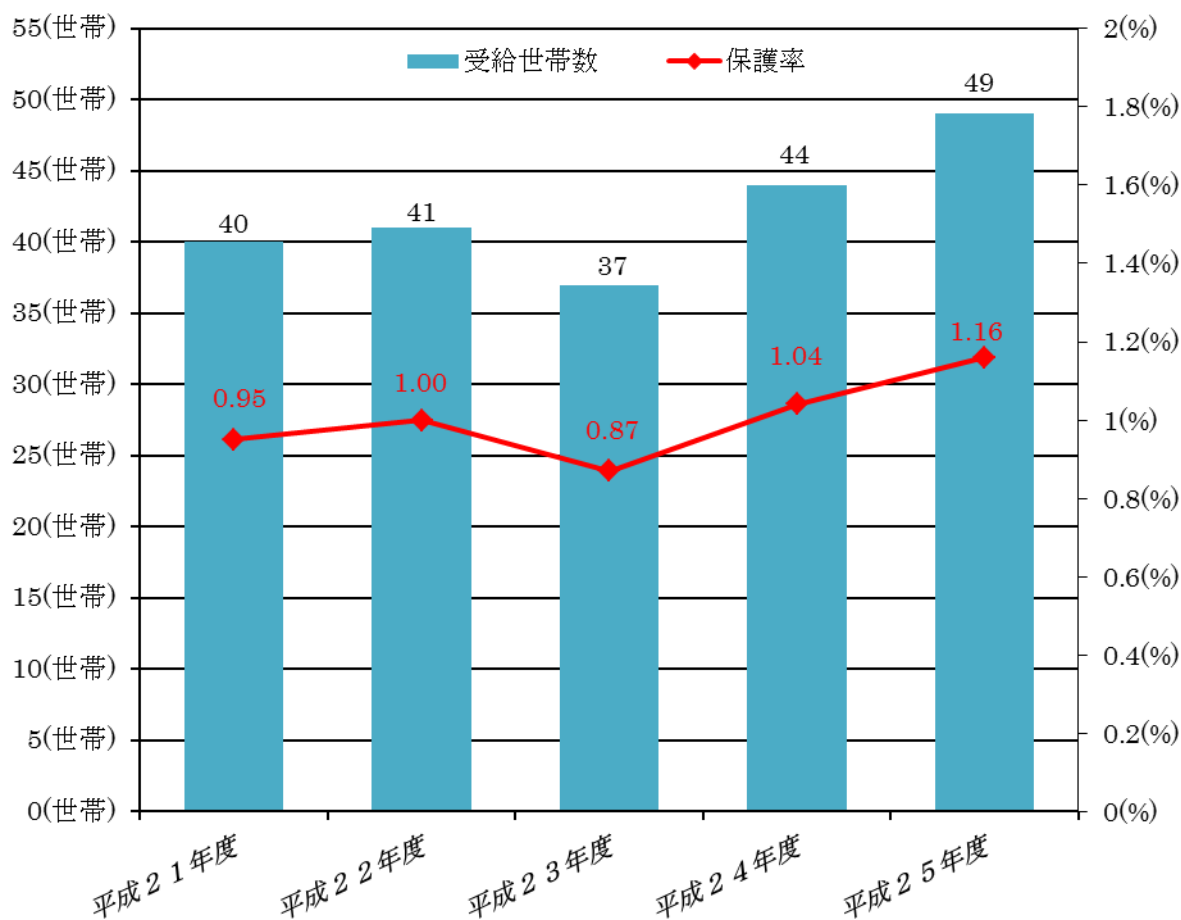


資料：介護保険事業報告（年報）

(4) 生活保護受給世帯

平成25年4月現在、本町の生活保護受給世帯は49世帯です。長引く経済不況などから、生活保護受給世帯が増加し保護率も上昇傾向が続いております。

【図3：生活保護受給世帯の推移】

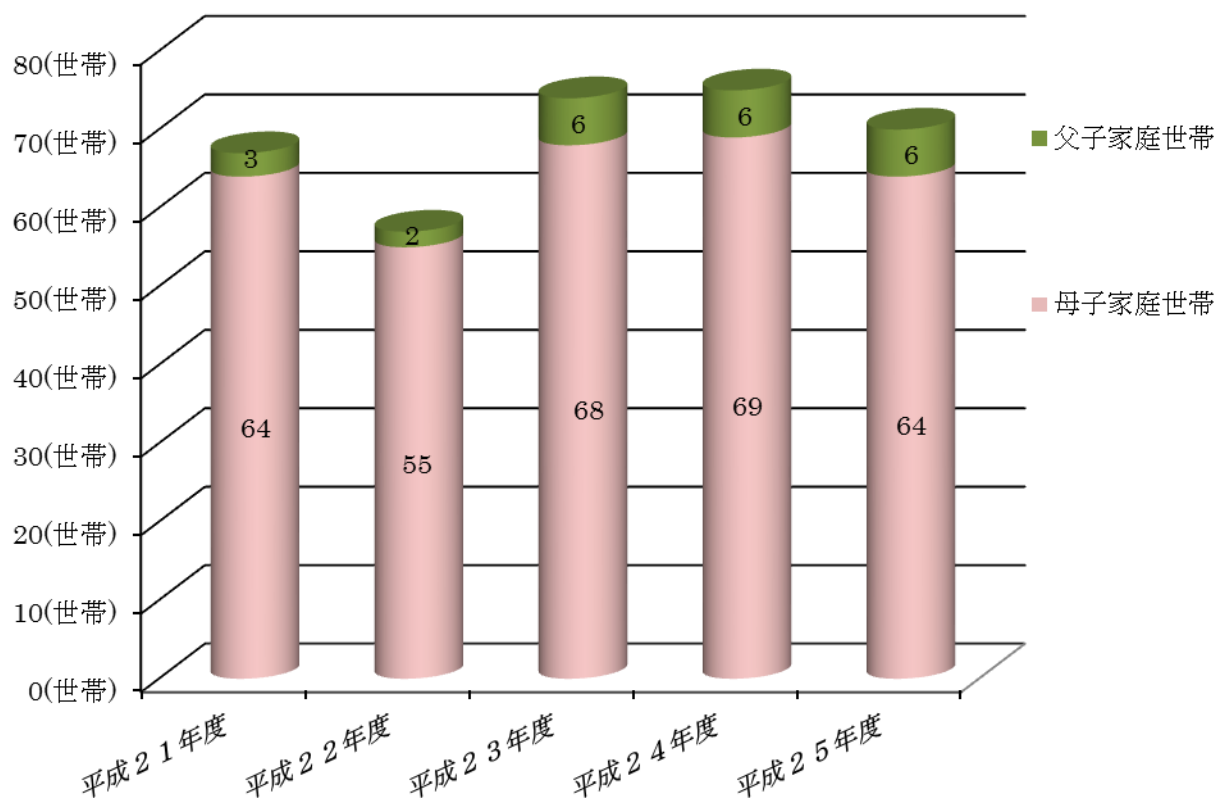


資料：神奈川県統計（各年4月1日現在）

(5) ひとり親世帯

平成25年4月現在、本町には母子世帯・父子世帯を合わせたひとり親世帯は70世帯あります。その中で、およそ9割は母子世帯であります。

【図4 : ひとり親世帯の推移】

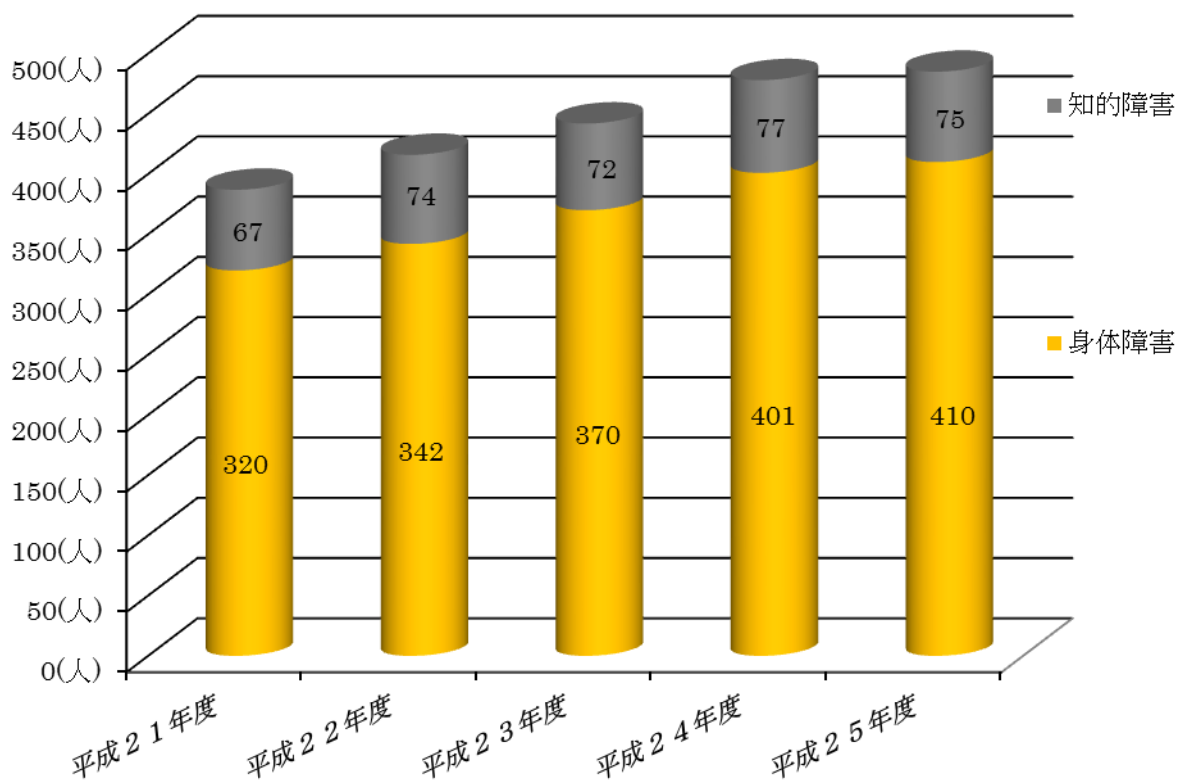


資料：神奈川県統計（各年4月1日現在）

(5) 障害児・者数

平成25年4月現在、本町には身体・知的を合わせた障害児・者は485人おります。その中で、およそ8割は身体に障がいのある方です。

【図5：障害児・者数の推移】



資料：山北町福祉課（各年4月1日現在）

第3章

基本計画

1. 基本理念

「みんなの手で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」

町民一人ひとりが、ともに支えあい、互いの人権を尊重し、安心していきいきと暮らし続けられる、福祉のまちづくりをつくるために、地域の皆さんがお互いに協力しあい、活動の輪を広げていくことが大切です。

こうした福祉のまちづくりをつくるために、「みんなの手で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念として決めました。

2. 基本目標

基本理念の考え方に基づくまちづくりを実現するために、3つの目標を定めました。それらの目標を達成するために、町民、社会福祉関係機関、団体や行政とともに一緒に考え行動していきます。

(I) 「地域で自立生活できる支援づくり」

少子高齢化が進展するなかで、核家族化や高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者世帯が年々増加し、地域での支え合いが希薄になってきております。

「住みなれたまちで安心していきいきと暮らしたい」というだれもが持つ願いに応えるために地区社協活動への支援や、各種制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を必要とするかたに対し、福祉サービスの情報提供及び利用援助に努めます。

(Ⅱ) 「共に支え合う社会づくり」

地域の基盤強化のため、地区社協の組織力の強化や活動に対する支援を行い、地域住民の積極的な参加協力を得て、小地域活動の拠点づくりの推進を図ります。また、ボランティアセンター機能向上のため、多様なニーズに対応するボランティアの育成等を行うとともに、ボランティア活動の支援・充実並びに児童・生徒、地域住民へ福祉の理解を深めるため福祉教育を重視し、子どもを通じてあらゆる世代にボランティア意識を普及させるための取組みを進めます。

(Ⅲ) 「組織・事務局体制の整備」

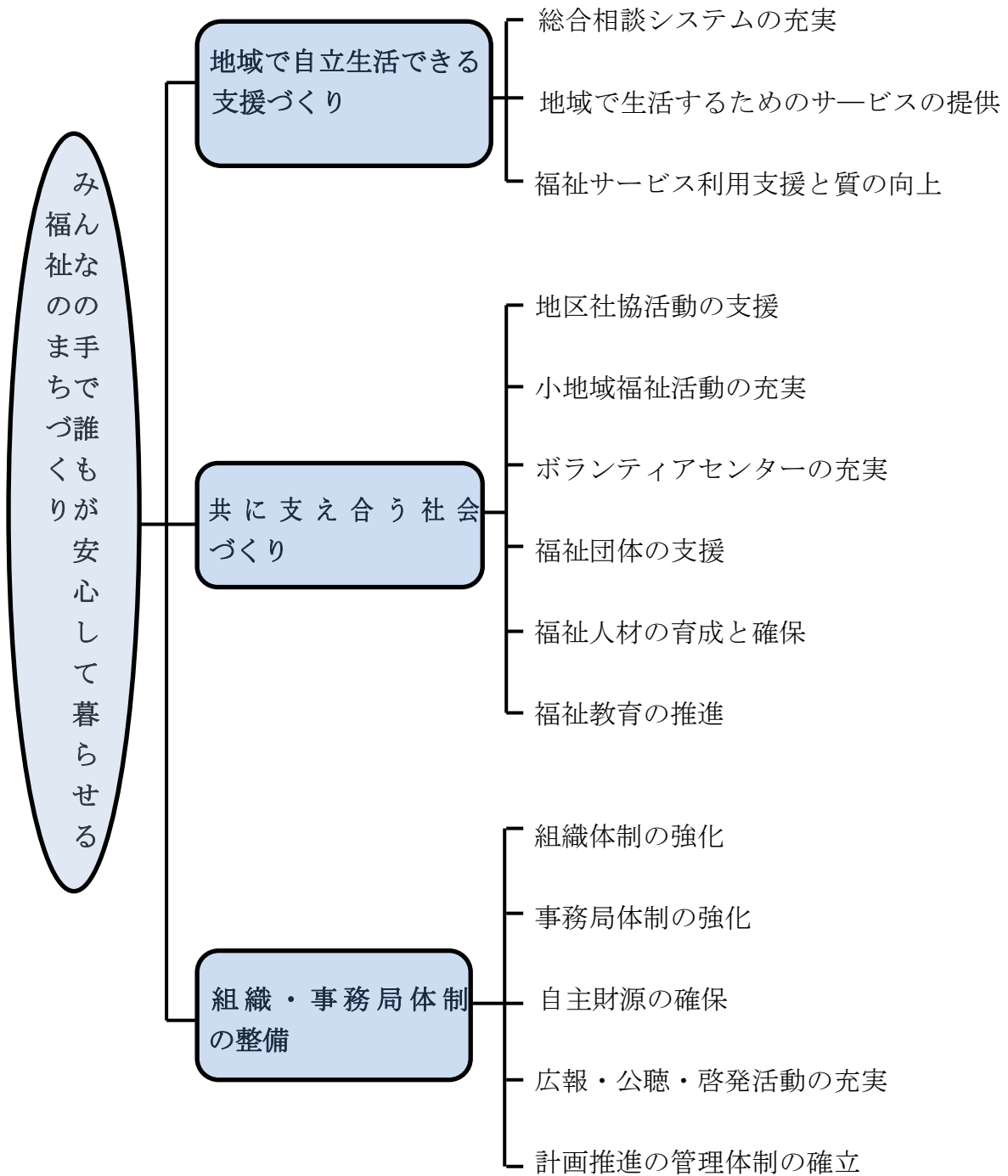
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図る団体」として規定された民間の組織です。地域福祉推進のための基盤整備として、社会福祉協議会の組織や職員体制の強化、職員の資質向上、自主財源の確保を図るとともに、住民に活動内容が理解されるよう、広報・啓発活動の充実に努めます。

第4次地域福祉活動計画 体系図

【基本理念】

【基本目標】

【推進目標】



第4章

活動計画

I. 地域で自立生活できる支援づくり

◆現状と課題

① 現状

- ㊦ 町民が抱えている生活上の問題を解決するために、月2回民生委員・児童委員による心配ごと相談を実施しています。
- ㊧ 福祉サービス利用者の相談窓口や苦情解決窓口を設置しています。
- ㊨ 在宅で生活している高齢者等への生活支援サービスとして、紙おむつ等の給付事業や、配食、給食、移送等のサービス事業を行っています。
- ㊩ 少子高齢化が進むなか、町内の高齢者の健康づくりと、自分自身の生きがいと楽しい仲間づくりを見つける場として、ニコニコ健康体操やいきいきサロン事業を実施しています。
- ㊪ 委託事業として、地域包括支援センターの運営を行っており、介護予防、総合相談支援など利用者のニーズを把握した事業展開をしています。
- ㊫ 判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方に対し、福祉サービスの利用手続きの援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり等、日常生活自立支援事業を実施しています。

② 課題

- ㊦ 心配ごと相談の実施については、相談者が少ないため事業の検討が必要です。また、法律上の問題を解決するための、法律相談事業を検討することが必要です。
- ㊧ 日常生活自立支援事業では、成年後見制度へ移行する際の受け皿を検討することが必要です。
- ㊨ 給食サービスの実施については、参加者が減少しているため事業内容の検討が必要です。
- ㊩ 移送サービスの実施については、一人暮らしや高齢者夫婦世帯のため介助者が確保できない利用者が増えてきており、有償介助ボランティアの待遇や利用者負担並びに運行範囲について、今後検討していくことが必要です。

- ㊦ 障害児者を、施設や学校等の長期休暇中に預かる、レスパイトサービス事業を支援することが必要です。
- ㊧ 孤立化の危険度の高い単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増加していくと思われます。元気に生活していた高齢者が、病気や怪我などにより突然支援が必要になることが予想され、日常的な見守り支援等の活動が必要です。

◆実施計画

推進目標	推進内容	実施年度					備考
		26	27	28	29	30	
総合相談システムの充実	(1)町民が抱えている問題の早期解決のため、各専門分野の相談事業を継続実施 ①心配ごと相談 ②日常生活自立支援事業 ③介護相談（地域包括支援センター）						
	(2)法律相談事業の設置検討・実施						新規
地域で生活するためのサービスの提供	(1)紙おむつ・尿とりパット給付の継続実施						
	(2)移送サービスの継続実施						
	(3)給食サービスの継続実施						
	(4)配食サービスの継続実施						
	(5)理容・美容サービスの継続実施						
	(6)一人暮らし高齢者防火指導事業の検討・実施						新規
	(7)見守りネットワーク事業の実施						新規
	(8)レスパイトサービス事業の支援						新規

推進目標	推進内容	実施年度					備考
		26	27	28	29	30	
福祉サービス利用支援と質の向上	(1)日常生活自立支援事業の適切な継続実施 (2)第三者委員による苦情解決窓口の充実	→					

◆具体的活動

1. 総合相談システムの充実

(1) 専門分野の相談事業継続実施

日常生活における町民の相談に対し、民生委員児童委員や介護支援専門員、社会福祉士等の専門職による相談体制の充実を図り、心配ごと相談、日常生活自立支援事業、介護相談等引き続き実施していきます。

(2) 法律相談事業の設置検討・実施

財産・相続等法律に関する相談に応じるための、法律相談事業を設置するための検討と事業実施を進めていきます。

2. 地域で生活するためのサービスの提供

(1) 紙おむつ・尿とりパット給付の継続実施

在宅で寝たきりの老人等で、介護保険料が第1・第2段階で住民税が非課税の方に対し、紙おむつを継続して給付していきます。

(2) 移送サービスの継続実施

一般の交通手段を利用することが困難な、高齢者や障がいのある方の外出時の利便を図るため継続して実施していきます。

(3) 給食サービスの継続実施

在宅で生活している、ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯を対象に、月2回バランスのとれた食事を提供し、健康保持を図り安否確認・孤独感を和らげるため継続して実施していきます。

(4) 配食サービスの継続実施

在宅で生活している、ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯を対象に、毎週月曜日から金曜日の夕食を定期的に提供し、安否確認をするとともに、健康の保持や孤独感の解消、健康状態の確認を行うため継続して実施していきます。

(5) 理容・美容サービスの継続実施

在宅の寝たきりの高齢者の方と理容・美容所の利用が困難な障害児者の方の、保健衛生及び精神衛生の増進と在宅福祉の推進を図るため継続して実施していきます。

(6) 一人暮らし高齢者防火指導事業の検討・実施

独居高齢者の安否と火災予防の啓発を兼ねて、電気、ガス器具等の点検など防火指導を実施し、地域で日々の安心な暮らしができるよう啓発していきます。

(7) 見守りネットワーク事業の実施

高齢者に対して、地域全体で見守りや訪問等を行い、日常的に安否を確認するとともに、異常等を発見したときに迅速に対応できる体制を確保することにより、高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら、いつまでも安心して生活を続けられるよう、地域包括支援センターを中心に見守りネットワークを組織し支援していきます。

(8) レスパイトサービス事業の支援

町内に居住する障害児者世帯に対し、施設や学校等の長期休暇中に障害児者を預かることにより、家族の方の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、実施団体への支援をしていきます。

3. 福祉サービス利用支援と質の向上

(1) 日常生活自立支援事業の適切な継続実施

判断能力が十分でない高齢者や障がいを持つ方に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行うことにより、権利擁護を図るとともに地域での自立した生活を送れるように援助を継続して実施していきます。

(2) 第三者委員による苦情解決窓口の充実

利用者の苦情、相談、不満などに迅速適切に対応できる体制づくりのため、苦情解決第三者委員を委嘱するなど苦情解決の充実を図ります。

Ⅱ. 共に支え合う社会づくり

◆現状と課題

① 現状

- ㊦ 地域活動への支援として、地区社協に対し助成金を交付しています。
- ㊧ 社協職員の職制に地区担当制を導入し、地区社協と連携して地域福祉の推進に努めています。
- ㊨ ボランティア活動を推進するため、ボランティアセンターを運営し、ボランティアに関する相談に応じるとともに、ボランティア保険加入受付、ボランティアニーズのコーディネートや講座等を開催しています。
- ㊩ 体験を通して、福祉への理解や関心を高めるため、町内の中学生を対象に、福祉体験学習を実施しています。また、小中学校に対しボランティアの派遣等福祉教育の支援をしています。
- ㊪ 団体活動支援のため、ボランティア団体や福祉関係の当事者団体に対し、助成金の交付をしています。

② 課題

- ㊦ 地区社協ごとに、小地域サロンの設置及び運営支援が必要です。
- ㊧ 福祉教育を推進するため、学校や地域において福祉学習の機会を充実することが必要です。また、小中学校と連携強化した事業を展開することが必要です。
- ㊨ ボランティアセンターの円滑な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会を定期的を開催する必要があります。
- ㊩ ボランティア育成講座への参加が促進されるような、魅力ある講座の実施が必要です。
- ㊪ ボランティアグループの育成と活動を支援するとともに、登録ボランティアが減少しており、新たなボランティアの発掘と養成をしていくことが必要です。
- ㊫ 災害時の想定も含めた、ボランティアセンター及びボランティアコーディネーターの機能を強化していくことが必要です。

◆実施計画

推進目標	推進内容	実施年度					備考
		26	27	28	29	30	
地区社協活動の支援	(1)地区社協の活動を支援するため助成金を交付	→					
	(2)地区社協の活動内容の充実	→					
	(3)社協職員の地区担当制の導入	→					
小地域福祉活動の充実	(1)小地域サロン活動の設置推進・運営支援	→					
	(2)福祉講演会等を開催し、地域活動実践者育成の検討・実施	→					
福祉団体の支援	(1)福祉団体への適切な助成金交付	→					
	(2)福祉団体活動の活性化を促す協働事業の検討・実施	→					
福祉人材の育成と確保	(1)ボランティアの発掘と登録の推進	→					
	(2)地域福祉ニーズに対応するボランティア育成講座の開催	→					
ボランティアセンターの充実	(1)ボランティアセンターの機能強化	→					
	(2)ボランティア活動保険の加入促進	→					
	(3)ボランティア団体活動補助金の適切な交付	→					

推進目標	推進内容	実施年度					備考
		26	27	28	29	30	
(ボランティアセンターの充実)	(4)災害時における救援ボランティアの体制整備	→					新規
	(5)災害ボランティアセンター合同訓練の実施	→					
福祉教育の推進	(1)福祉体験学習の実施内容検討と継続実施	→					
	(2)地域と学校の連携強化	→					
	(3)地区社協等地域内で福祉を学ぶ場づくり	→					

◆具体的活動

1. 地区社協活動の支援

(1) 地区社協活動を支援するため助成金を交付

地区（住民）福祉協議会の活動を支援するために、引き続き助成金を交付していきます。

(2) 地区社協の活動内容の充実

地区（住民）福祉協議会は、地域の特性を踏まえ、地域に密着した活動を推進しています。地区社協活動は、従前から自主性、独立性が重んじられていますが、町社協としては、地域状況の把握、活動支援、評価等を十分行い情報収集および地区社協への情報提供、活動支援の強化を図っていきます。

(3) 社協職員の地区担当制の導入

社協職員の職制に地区担当制を引き続き導入し、職員が積極的に各地区活動に参加し、情報の提供や相談に応じるなど、地域にとけこめるよう努めます。

2. 小地域福祉活動の充実

(1) 小地域サロン活動の設置推進・運営支援

高齢者や子育て中の親子などが気軽に立ち寄り、抱える孤独感、孤立感の解消や悩みごとなどを話し、楽しいひとときを過ごすなど交流、仲間づくりの場として、各地区への小地域サロン活動の設置推進、運営支援

に取り組んでいきます。

(2) 福祉講演会等を開催し、地域活動実践者育成の検討・実施

地区（住民）福祉協議会と連携し、身近な地域での福祉の学習会や交流会の開催を検討し、自分の住んでいる地域がどのような町で、どのような福祉課題があるのかを共有し、必要な福祉知識を学び助け合いの輪を広げる機会をつくります。

3. 福祉団体の支援

(1) 福祉団体への適切な助成金交付

町内にある各福祉団体の福祉活動事業に対し、助成金を継続して交付していきます。

(2) 福祉団体活動の活性化を促す協働事業の検討・実施

福祉団体の会員減少などにより、行事等の参加者が減少傾向にあるため、活動の活性化を促すため、福祉団体との連携と協働による事業を検討していきます。

4. 福祉人材の育成と確保

(1) ボランティアの発掘と登録の促進

町内にあるボランティア団体の情報提供機能の充実及び、新たなボランティアの発掘と登録を積極的に促進します。

(2) 地域福祉ニーズに対応するボランティア育成講座の開催

年々多様化してきている福祉ニーズに対応するための講座、研修会を開催していきます。また、広域に対応ができる事業については、広域対応を推進していきます。

5. ボランティアセンターの充実

(1) ボランティアセンターの機能強化

災害時の想定も含めた、ボランティアセンター及びボランティアコーディネーターの機能強化と、運営委員会の定期的開催と運営充実に努めます。また、ボランティア活動についての種々の相談等に対して、敏速にコーディネートを行っていきます。

(2) ボランティア活動保険の加入促進

町内在住のボランティアに対し、ボランティア保険料の助成と加入を促進していきます。

(3) ボランティア団体活動補助金の適切な交付

町内にあるボランティアグループに対し、活動助成という点を明確にして、継続実施していきます。

- ・ボランティア連絡協議会
- ・ふきのとう老人お楽しみ会
- ・ふきのとうデイケア友の会
- ・ふきのとう録音友の会
- ・手話サークル虹
- ・大正琴ボランティア琴美会
- ・音楽ボランティアサルビア会
- ・車椅子レクダンス矢車草の会

(4) 災害時における救援ボランティアの体制整備

災害行動マニュアルを基本にして社協役員、関係機関、行政や民生委員児童委員との連携・協力のもと、万一の災害に備えた対策の検討を行って行く中で、救援ボランティア活動を効果的に実施していく体制と、救援ボランティアの人材育成の検討、整備をしていきます。

(5) 災害ボランティアセンター合同訓練の実施

災害が発生したときに、社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」の役割や運営方法について、足柄上地区1市5町社協職員により合同訓練を継続して実施していきます。

6. 福祉教育の推進

(1) 福祉体験学習の実施内容の検討と継続実施

福祉教育を目的として実施している中学生福祉体験学習や福祉教育一日体験を精査し、より効果的、有益なものになるよう検討・継続実施していきます。

(2) 地域と学校の連携強化

福祉教育の一環で地域と学校を結びつけます。

(3) 地区社協等地域内で福祉を学ぶ場づくり

地域福祉に関わるあらゆる事業において住民参加を求め、住民の皆さんと社協の意思疎通をはかりながら、地域の課題から福祉について学ぶ機会を設けます。

Ⅲ. 組織・事務局体制の整備

◆現状と課題

① 現状

- ㊦ 理事会・評議員会を定期的に開催しています。
- ㊧ 理事会の機能強化のために、理事の担当制による部会を設置しています。
- ㊨ 地域福祉推進のため、一般会費・賛助会費の会員制度を実施しています。
- ㊩ 町民参加の、福祉ふれあいフェスタを開催しています。
- ㊪ 社協の事業内容及び社会福祉に関する理解を深めるため、広報紙「社協やまきた」を全世帯に配布しています。また、情報の発信と情報公開のためホームページを定期的に更新しています。

② 課題

- ㊦ 自主財源を確保し、適正な事業運営を行うことが必要です。
- ㊧ 町民の参加・協力が得られるよう、広報紙「社協やまきた」の内容の充実が必要です。
- ㊨ 町民参加の「福祉ふれあいフェスタやまきた」の内容を検討する必要があります。
- ㊩ 地域福祉活動推進委員会における、進捗状況の把握や確認など、本計画の内容検討が必要です。

◆実施計画

推進目標	推進内容	実施年度					備考
		26	27	28	29	30	
組織体制の強化	(1)理事会、評議員会、各種部会の定期的開催	—————→					
	(2)理事の担当制による部会の設置	—————→					
事務局体制の強化	(1)職員の研修会等の定期的開催	—————→					
	(2)事務局内の事業評価システムの検討	—————→					

推進目標	推進内容	実施年度					備考
		26	27	28	29	30	
(事務局体制の強化)	(3)新会計への移行	H26 →					新規
自主財源の確保	(1)一般会費、賛助会費の継続実施	→					
	(2)寄付金の積極的な啓発	→					
	(3)収益的事業の開発・検討	→					
広報・公聴・啓発活動の充実	(1)広報紙「社協やまきた」の紙面の充実	→					
	(2)ホームページの充実と有効活用	→					
	(3)福祉ふれあいフェスタやまきたの開催内容の検討・実施	→					
計画推進の管理体制の確立	(1)地域福祉活動推進委員会において、内容検討の実施	→					

◆具体的活動

1. 組織体制の強化

(1) 理事会、評議員会、各種部会の定期的開催

理事・評議員の構成については、できる限り広い範囲から選任するほか、社協組織や使命また福祉動向などへの理解を求め、責任ある執行体制を確立できるようにし、理事会、評議員会、各種部会を定期的を開催していきます。

(2) 理事の担当制による部会の設置

各種部会については、理事会の機能強化と円滑な運営についての議論の場とし、事業計画の立案を行うとともに事務局と一体となった業務推進を目指していきます。

2. 事務局体制の強化

(1) 職員の研修会等の定期的開催

職員の資質（専門性）の計画的な向上をめざした、経験や階層に応じた職員研修を開催していきます。

(2) 事務局内の事業評価システムの検討

職員の日々の役割遂行状況や職務行動を承認、評価し次のステップに向けた目標の設定と育成を実現するためのシステム作りに取り組んでまいります。

(3) 新会計への移行

社会福祉法人における会計処理基準の一元化を図るために、平成23年7月に社会福祉法人会計基準が改定されたことに伴い、平成27年度予算までに新基準に移行していきます。

3. 自主財源の確保

(1) 一般会費、賛助会費の継続実施

会員になることによって、地域福祉の推進や社協活動に参加するという意識を持っていただくように、地域住民、団体、組織に働きかけ、あらゆる機会を通じて広報活動に努め、住民の理解を得て会員制度の充実に努めていきます。

(2) 寄付金の積極的な啓発

町社協の安定的な自主財源を確保するために、町民がいつでも、どこでも自発的な寄付ができるように寄付の拡大等を推し進めるため、引き続き積極的に啓発をしていきます。

(3) 収益事業の開発・検討

安定的な財政基盤を築くために、収益事業の開発を引き続き検討していきます。

4. 広報・公聴・啓発活動の充実

(1) 広報紙「社協やまきた」の紙面の充実

町民のみなさんが必要とする、福祉関連情報の発信や社協の活動、事業のPR等広報紙の内容を充実していきます。

(2) ホームページの充実と有効活用

新たな広報・公聴媒体として、ホームページを開設、公開していますが、引き続き内容を充実していきます。

(3) 福祉ふれあいフェスタやまきたの開催内容の検討・実施

町と社会福祉協議会の共催事業として、町民の福祉と健康に対して理解を深め、幅広い交流を通し福祉の推進と健康づくりを図って実施していますが、第10回の開催を機に開催内容の見直しを検討し実施していきます。

5. 計画推進の管理体制の確立

(1) 地域福祉活動推進委員会において、内容検討の実施

地域福祉活動計画の、事業実施状況や実施結果などについて評価し、計画内容を検討していきます。



資料編

第3次地域福祉活動計画の実施状況

「地域に参加する人づくり」

1. ボランティア活動の充実

事業名	事業内容	実施状況
ボランティアの発掘と登録の促進	ボランティアの登録を増やすための事業	継続して登録、情報提供、相談、研修会などを実施
ボランティア講座、研修会の実施	西湘地区ボランティア研修会	郡ボラ協解散のため、21年度で終了
	足柄上地区ボランティア研修会	郡ボラ協解散のため、21年度で終了
	足柄上地区社会福祉協議会連絡会研修	1市5町のボランティア対象の研修会を実施
	録音、病院ボランティア養成講座	足柄上病院と松田町社協と共催で開催。現在は病院の啓発事業として実施
	救急法講習会	災害ボランティア研修に移行し実施
ボランティアグループの育成と活動支援	町内のボランティアグループ活動への助成	町ボランティアグループに対し助成
ボランティア活動の相談	ボランティア活動の相談体制の整備	ボランティアの活動相談、要請などの相談を実施
災害時における福祉救援ボランティアの体制整備	災害行動マニュアルを基本とし、万一の災害に備えた訓練活動の実施と体制整備	災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を、理事・評議員・ボランティア・職員で実施

2. 福祉教育の充実

事業名	事業内容	実施状況
すでに実施している学習講座の見直し	内容や運営面等の精査及び検証	事業の課題や問題点の整理
中学生福祉体験学習の実施	福祉教育の推進を目的とした体験学習	町内の中学校生徒が、老人ホーム等の施設で一日体験を実施

福祉教育一日体験の実施	町内の小・中学校児童、生徒の一日体験	車いす、手話、点字、高齢者疑似体験を実施
福祉教育の支援	福祉教育の充実のため、出前講座などを実施し、地域における福祉教育の支援	福祉教育一日体験の実施などの連絡調整等を実施

3. 地域活動との連携、協働

事業名	事業内容	実施状況
地区福祉協議会への支援	職員の地区担当制の検討	職員数の関係で、一部実施
地区福祉協議会ごとの説明会	社協の啓発活動と地域との交流	H20、H24 の2カ年のみ実施
地域ふれあい行事用貸出事業	テント、綿菓子機、氷かき機などの行事用機材の貸出	各地区や団体への貸出を実施

「地域で利用できる仕組みづくり」

1. 福祉サービスの利用支援

事業名	事業内容	実施状況
総合相談援護	総合相談窓口の充実と関係機関との連携	介護支援専門員、社会福祉士、保健師の専門職による相談実施
	日常生活自立支援事業の推進	判断能力が十分でない高齢者や障がいを持つ方に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を実施
	緊急援護資金貸付	一時的な生活困窮世帯に対し、限度額5万円の貸付を実施
	生活福祉資金貸付	県社協委託事業で、貸付の窓口と申請業務を実施

総合相談援護	苦情解決体制の充実	第3者委員を委嘱し、利用者の苦情などに対応
高齢者、障害福祉	米寿、最高齢者祝品贈呈	H22年度より廃止
	世代間交流事業	高齢者と子どもの交流の機会として実施
	郡老人スポーツ大会	上郡老人クラブ連絡協議会事業で実施
	郡老人ゲートボール大会	上郡老人クラブ連絡協議会事業で実施
	山北町ともしびショップ「さくら」の運営等支援	職員が事務局を対応し、運営等を支援
	身体障害者上郡5町ふれあい体育祭	県、上郡5町の行政、社協事業で実施
	身体障害者上郡ボウリング大会	小田原コロナワールドで実施
	西湘地区身体障がい者交流事業	障がい者を招待して、車椅子ダンス会を開催
	やまぶき学級の開催	町と社協の共催事業で、6日間コースで実施
児童福祉	障がい児者家族支援事業（レスパイトサービス）	H20に実施したが、その後は未実施
	交通遺児勉学奨励金の支給	県社協委託事業で、中学、高校の入学・卒業で祝金を支給

2. 在宅福祉サービスの提供

事業名	事業内容	実施状況
在宅ねたきり老人等介護用品給付事業	在宅で寝たきりになっている高齢者に、介護用品を給付（所得制限あり）	紙おむつを3ヵ月ごとに100枚支給
ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業	ひとり暮らし高齢者等を対象とした給食サービス	月2回の昼食を、健康福祉センターで実施
ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を対象とした配食サービス	月曜日から金曜日の夕食を、自己負担額300円で希望により配食を実施

高齢者、障がい者の外出時の交通手段の移送サービス事業	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や障がい者の送迎サービス	月曜日から金曜日の午前7時30分から午後6時まで、3台の車両で送迎を実施
在宅の寝たきり高齢者の方、障害児者の理容・美容出張サービス事業	理容所・美容所に行くのが困難な方の理容・美容の出張サービス	年4回理美容師が自宅に訪問し、利用料2,500円でサービス提供を実施
在宅要介護者福祉器材貸出事業	介護保険制度要支援1・2の認定者を対象に介護器材の貸出	介護ベッド、車イス、ポータブルトイレ等を最大6カ月間貸出を実施
小地域サロン活動の協働・支援	NPO法人と協働し、より身近なエリアでのサロン活動の推進	検討中
地区在宅支援活動事業への支援	小地域見守り活動	地区福祉協議会へ助成金の交付
ニコニコ健康体操の実施	高齢者の健康維持、管理が目的の健康体操	月2回健康福祉センターで実施

3. 介護保険事業の推進

事業名	事業内容	実施状況
地域包括支援センター事業	総合相談支援業務	介護保険制度の要支援1・2を対象に、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師の常勤職員で対応
	権利擁護業務	
	包括的、継続的ケアマネジメント業務	
	介護予防マネジメント業務	
居宅介護支援事業実施の検討	ケアプランの作成等実施に向けて検討	民間事業所の支援、協力により充足されているため保留

「安心して暮らせる人の輪づくり」

1. 交流活動の推進

事業名	事業内容	実施状況
災害見舞金の支給	災害が起きたときの県共同募金会からの見舞金支給	県共同募金事業で実施
福祉ふれあいフェスタやまきたの開催	町民へ福祉の推進と健康づくりの啓発	6月の第一土曜日に健康福祉センターと周辺で、表彰式や各福祉団体が参加してふれあい、交流の場を深めるため実施

2. 普及啓発の推進

事業名	事業内容	実施状況
広報紙「社協やまきた」等の発行	社協の活動、事業のPR	毎月1回月初めに発行
ホームページの公開	情報の提供、社協の役割等の発信	H22、3月より公開
地区（住民）福祉協議会の福祉活動等の連携	町内の福祉活動の情報交換	地区福祉連絡協議会の開催
年末たすけあい事業及び共同募金事業への協力	赤い羽根共同募金、年末たすけあい募金	共同募金会山北町支会として実施
福祉スローガンの募集	福祉意識の啓発	小学生、中学生、一般に分けて募集し、福祉ふれあいフェスタで表彰

3. 推進体制の充実

事業名	事業内容	実施状況
地域福祉活動計画の進行、管理	第3次地域福祉計画の事業実施状況や実施計画の評価	地域福祉活動推進委員会を設置し開催
各種福祉団体事業への支援	福祉関係団体の活動、事業に対して助成	老人クラブ、身体障害者福祉協会、心身障害児者連絡会、母子・父子会、地域作業所への育成援助

民生委員・児童委員活動との協働	民生委員・児童委員活動との連携と、協働	必要に応じて定例会への参加
福祉、保健、教育、医療機関等との連携	総合的な相談や社協事業等、関係機関との連携	必要に応じて実施

4. 社会福祉協議会の体制の整備、充実

事業名	事業内容	実施状況
役員選出分野の見直し及び研修の充実	理事、評議員の構成について、広い範囲からの選任	社協組織の強化を図るために検討
会員加入の拡充	福祉活動を理解していただくために、住民、団体、組織等への働きかけや広報活動に努める	7月に一般会員・団体会員、8月に賛助会員の募集を実施
事務局体制の整備	職員研修体制の充実と計画的採用による体制整備	社協専任3名、包括専任3名、非常勤2名の体制で事業を実施
財源基盤の強化と自主財源の確保	収益的事業の開発や寄付金の積極的な啓発及び福祉基金の増強	自主財源確保のため、自動販売機、マッサージ機の設置及び駐車場の貸出
安定的な公費補助金の確立	職員の人件費等についての安定的な公費補助の確立	町福祉課と連携を図りながら、公費補助の確立に努めている

第4次地域福祉活動計画 策定経過

開催日	実施機関	協議内容
平成25年3月8日	策定委員会 (第1回)	委嘱状交付 策定委員会設置要綱について 正副委員長の互選について 計画策定の手順及び日程について
平成25年6月18日	策定委員会 (第2回)	計画内容の協議について ・活動計画の策定方針
平成25年7月16日	企画総務部会 (第1回)	活動計画素案について ・活動計画の策定方針 ・第1章、第2章、第3章の検討
平成25年8月1日	策定委員会 (第3回)	計画内容の協議について ・第1章、第2章、第3章の計画素案
平成25年9月19日	企画総務部会 (第2回)	活動計画素案について ・第4章の検討
平成25年10月2日	策定委員会 (第4回)	計画内容の協議について ・第4章の計画素案
平成25年11月15日	企画総務部会 (第3回)	活動計画案について ・計画の最終案の検討
平成25年11月29日	策定委員会 (第5回)	計画内容の協議について ・計画の最終案

第4次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山北町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が住民の活動を基礎にした、誰もが安心して暮らすことのできる福祉の町づくりを推進するため、地域福祉の指針となる基本計画の策定に関し必要な事項を協議するため、第4次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 第4次地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 第4次地域福祉活動計画を策定するための調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町社協会長が委嘱する。

- (1) 町社協理事・評議員
- (2) 住民組織代表
- (3) 関係施設・団体及び行政機関の役職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町社協会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会議を総理し、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認める場合は、関係者の出席を求め説明および意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、町社協内に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月8日から施行する。

第4次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	氏 名	役 職	備 考
1	岩 田 芳 明	町社協企画総務部会代表	
2	岩 田 篤 治	町老人クラブ連合会代表	
3	宮 里 妙 子	町身体障害者福祉協会代表	
4	池 谷 ト ヨ ミ	町ボランティア連絡協議会代表	
5	山 崎 喜 弘	山北第1地区福祉協議会代表	
6	和 田 照 治	山北第2地区福祉協議会代表	
7	関 亨	山北第3地区福祉協議会代表	
8	佐 藤 昭 七	岸地区福祉協議会代表	
9	高 杉 光 男	向原地区福祉協議会代表	
10	山 崎 幸 與	共和地区住民福祉協議会代	
11	尾 崎 政 男	清水地区住民福祉協議会代表	
12	佐 藤 勉	三保地区住民福祉協議会代表	
13	湯 川 嘉 一	バーデンライフ中川代	委員長
14	高 橋 清	町民生委員児童委員協議会代表	副委員長
15	山 崎 隆 子	町役場福祉課長	